

記載例

無線機を1台だけ使用したい場合〈個別登録〉

「提出する日」又は「投函する日」を記入

無線局登録申請書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

関 東 総合通信局長 殿

※印紙税納付計器での納付は不可
※割印不要

貼付する収入印紙の額が 2,730円を超える場合に
超過する額を記入

収入印紙貼付欄

登録申請手数料 2,730 円

〇円過納承諾

電波法第 27 条の 21 第 2 項の規定により、無線局の
規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請
また、上記の申請に併せて、電波法第 27 条の 23 の
事項を証明した書面の交付を請求します。

【法人】は必ず登記されている本社(本店)住所を記入
※工場・支店等では受付不可
【団体】は団体名及びその団体の長で申請すること。
※防災部長・会計部長等は受付不可
個人事業主による屋号も登録不可のため
【個人】で申請してください

記

1 申請者

市区町村コードは住所が記載されていれば省略可

住 所	都道府県—市区町村コード [〇] 〒 (102 — 8795) 東京都千代田区九段下1-2-1
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ カトウツウゴウツウシカブ シカイシャ ダ イョウトリマリヤクシャチョウ カトウ タロウ 関東総合通信株式会社 代表取締役社長 関東 太郎
法人番号	

上の段:法人名(商号)又は団体名
下の段:法人又は団体にあっては、
代表者の役職及び代表者の氏名
個人の場合は氏名

代理人

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ 代理人が提出する場合のみ、欄を追加し、記入 ※添付書類として委任状が必要

2 電波法第 27 条の 24 第 2 項第 1 号への該当の有無

☐有

☒無

欠格事由(過去に電波法に違反した・処分された等)の
該当の有無を確認。無い場合は「無」にチェック

3 登録に関する事項

① 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
② 無線設備の設置場所	全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空
③ 周波数及び空中線電力	351.03125MHz～351.1MHz までの 6.25kHz 間隔の 12 波 5W 351.2MHz～351.63125MHz までの 6.25 kHz 間隔の 70 波 5W 351.10625MHz～351.19375MHz までの 6.25kHz 間隔の 15 波 1W
②と③は、適合表示無線設備の番号で確認できます。 「電波利用ポータル」で検索 > 基準認証制度 > 「技術基準適合証明等を受けた機器の検索」 から 適合表示無線設備の番号を入力して検索してください。	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	最大5年 5年より短い期間を希望する場合に記入
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 備考	※「2 電波法第 27 条の 20 第2項第1号への該当の有無」 が「有」の場合は、その内容を記載してください。

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☒ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☒ 無線局の登録の有効期間まで前納します。 ☐ その他 (年)

登録の有効期間(最大 5 年間)分の電波利用料を
初年度に一括して支払いたい場合は「有」にチェック
→ 次の「無線局の登録の有効期間まで前納します」にもチェック

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

☐ 1 の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード [〒 (102 - 8795) 東京都千代田区九段南1-2-1 22階
部署名	フリガナ カトウツゴウツツシカブ シカイシャ ミセンブ ミセンカ 関東総合通信株式会社 無線部 無線課

納入告知書の送付先を「1 申請者」の住所に
する場合はチェック

納入告知書の送付先を「申請者住所以外」に希望する場合は送付先を記入
法人の場合、個人名宛には送付できません。
(担当者が変更するとまた手続きが必要になるため)

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ミセンブ ミセンカ シカイシャ カンミナミ 無線部 無線課 申請担当 九段みなみ
電話番号	03-0000-0000 (携帯 090-0000-0000)
電子メールアドレス	0000@00

届出内容に関する問い合わせ先を記入
※日中に連絡可能な連絡先を記載

1 法人団体個人の別	☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人	
2 住 所	都道府県－市区町村コード []	
	〒 ()	
	電話番号 () －	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
4 運用開始の予定期日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
5 希望する登録の有効期間		
6 開設の目的	簡易な業務 等	
7 無線設備の常置場所	都道府県－市区町村コード []	
	〒 (102 － 8795) 東京都千代田区九段南1－2－1	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	2*****001
	適合表示無線設備の番号	001－〇〇〇〇〇
	製造番号	1234567
	空中線の利得	
	指向方向	
9 備考		

該当する方にチェック

使用を開始する見込みの日にちを記入

常置場所(無線機を置いておく住所)を記入

※申請の提出先は常置場所の住所を管轄する総合通信局になりますので、ご注意ください。

【関東総合通信局の管轄】

茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨

次ページの【参考】をご確認ください。

「識別符号」、「適合表示無線設備の番号」、「製造番号」は無線機の電池パックを外すと書いてあります

識別符号 → 「2」から始まる9桁の数字

適合表示無線設備番号 → 「00」から始まる番号

例 ・001-A〇〇〇〇〇

・001TV■〇〇〇〇 等

【3 枚目 「8 無線設備の工事設計の内容」の確認方法】

【参考】

デジタル簡易無線局の識別符号、適合表示無線設備の番号、製造番号の確認方法

- ①お手元に無線機をご準備ください。
- ②無線機の裏側 電池パックをはずしていただくと以下のように、製造番号等の表示があります。

（表示がない場合は、購入元、もしくは、メーカーにお問い合わせください。）

【表示例】

〇〇〇株式会社	適合表示無線設備の番号	識別符号(9桁)
 〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		CSM 2XXXXXXXXX
SER.No. XXXXXXXXXXXX		製造番号